

一般財団法人動物繁殖研究所 実験動物・動物実験福祉規程

第1 目的

この規程は、生命科学研究における動物実験の重要性とその特質に鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年農林水産省通知18農会第307号）並びに「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号）に準拠し、一般財団法人動物繁殖研究所（以下、「研究所」という。）における実験動物の生産、飼育、輸送並びに動物実験等の実施に際し、遵守すべき事項を示すことにより、科学的はもとより、動物福祉的観点からも適正な実験動物の飼養保管を促すことを目的とする。

研究所での実験動物の飼養保管にあたっては、5 Freedoms の原則即ち、①飢え及び渇きからの解放、②肉体的不快感及び苦痛からの解放、③傷害及び疾病からの解放、④恐怖及び精神的苦痛からの解放、及び⑤本来の行動様式に従う自由の精神を尊び、動物実験等の実施においては、3R's 即ち①Replacement（動物実験の他手段への置換）、②Reduction（実験使用動物数の削減）、及び③Refinement（麻酔・鎮痛剤の使用や実験技術・精度の向上による動物が受ける苦痛の軽減）を基本理念とする。

第2 適用範囲

この規程は、研究所で飼養保管される全ての実験動物に適用する。

第3 定義

この規程における用語の定義を次の通りとする。

(1) 飼養保管

飼養保管施設で実験動物を飼養もしくは保管することをいう。

(2) 飼養保管施設

実験動物の飼養保管を行う生産施設及び動物実験施設をいう。

(3) 実験動物の生産

多くの研究者に普及することを目的として実験動物を生産することをいう。

(4) 動物実験等

試験研究、その他の科学上の利用に実験動物を供することをいう。

(5) 輸送

動物の輸送容器への収容、動物施設間あるいは動物施設への導入のための動

物移動、移動先でのケージへの収容までの一連の作業をいう。

(6) 管理者

管理者は、実験動物の飼養保管及び施設等を管理する者をいい、所長がこの任にあたる。

(7) 実験動物管理者

管理者を補佐し、実験動物の飼養保管、飼養保管施設及び実験動物の品質等を管理する責任者をいう。

(8) 施設管理者

管理者を補佐し、飼養保管施設を管理する責任者をいう。

(9) 担当責任者

実験動物管理者もしくは施設管理者を補佐し、実験動物の飼養保管等の実務を担当する次の責任者をいう。

① ラット飼育管理

② マウス飼育管理

③ 中動物飼育管理

④ 受託飼育管理

⑤ 実験技術

⑥ 動物施設管理

⑦ 保管

(10) 担当者

実験動物管理者又は担当責任者の下で、実験動物の生産又は動物実験等に従事する者をいう。

(11) 選任獣医師

獣医学的観点から実験動物の健康管理、動物実験の福祉面の監督・指導、教育訓練等を担当する獣医師をいう。

(12) 実験動物管理者等

実験動物管理者、施設管理者、担当責任者、担当者をいう。

第4 運営組織

1. 管理者は、この規程が適切に運用されるよう研究所組織・職制規程に定める組織に、管理者を長とする実験動物の飼養保管に係る運営組織を定める。
2. 運営組織に関する詳細事項は、別途「標準操作手順書」に定める。

第5 管理者の責務

管理者は、研究所の実験動物の飼養保管における動物福祉に関する全ての責務を負う。

実験動物を適正に飼養保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するために、以下の措置を講ずる。

(1) 機関内規程の策定

管理者は、実験動物の飼養保管に係る施設・設備の整備及び管理の方法、動物実験等の実施方法について本規程を策定する。

(2) 実験動物福祉委員会の設置

管理者は、日本の関連法規、その他の指針等及び本規程の遵守の徹底を図り、適正な実験動物の飼養保管の実施に関する事項を審議させるため、実験動物福祉委員会（以下、「福祉委員会」という。）を設置する。

福祉委員会に関する事項については、別途「実験動物福祉委員会規程」に定める。

(3) 施設・設備の整備

管理者は、実験動物の飼養保管及び動物実験等が法令等及び本規程に従って適正に行えるようにするために飼養保管施設及び設備の整備に努め、動物実験管理者等に対し、指示・指導・助言を行うこと。

(4) 実験動物管理者の任命

管理者は、管理者を補佐する実験動物管理者を任命する。

(5) 実験動物生産計画、動物実験計画の承認

① 管理者は、実験動物の生産を実施する場合あるいは動物実験を実施する場合には、担当責任者に実験動物生産申請書又は動物実験実施申請書及び動物実験計画書（以下、全書を併せて「申請書類」という。）を福祉委員会に提出させ、その申請書類について福祉委員会の審査報告を経てその申請を承認し、又は却下するものとする。

② 申請、承認に関する事項については、別途「実験動物生産・実験承認規程」に定める。

(6) 実験動物生産、動物実験の実施結果の把握

管理者は、実験動物の生産、動物実験の終了後、実験動物管理者から実験動物の生産、動物実験の実施結果の報告を受け、必要に応じて適正な実験動物の生産、動物実験実施のための改善措置を講ずる。

(7) 教育訓練等の実施

① 管理者は、実験動物福祉の自主管理を行う上で教育訓練が重要であるとの認識の下、実験動物管理者等に対して適正な飼養管理を行うために必要な基礎知識の習得及び資質向上を目的とした教育訓練を実施する。

② 実験動物技術の精度の向上により、実験動物が受ける苦痛の軽減を図ることを目的として、実験動物技術の所内認定制度を設ける。

③ 教育訓練に関する事項及び技術認定に関する事項については、別途「実

験動物福祉教育訓練規程」及び「実験動物技術認定規程」に定める。

(8) 自己点検・評価並びに外部検証の実施

① 管理者は、実験動物の飼養保管の実施に関する透明性を確保するため、定期的に研究所の実験動物の飼養保管の状況について、実験動物福祉への適合性について、自ら点検及び評価を行う。

また、自己点検・評価の結果について、外部検証を受けるものとする。

② 自己点検・評価の方法については、別途「実験動物福祉自己点検・評価規程」に定める。

(9) 情報公開

管理者は、「実験動物の福祉に係る情報公開に関する指針」（平成 27 年 9 月公益社団法人日本実験動物協会）に準拠し、研究所における実験動物の飼養保管に関する情報（本規程、自己点検・評価の結果、外部検証の結果）を研究所ホームページ上で公開する。

第 6 実験動物の適正な飼養保管の実施

管理者は、科学的に適正な実験動物の飼養保管を行うために必要な施設・設備を整備し、適正飼養の実施について信頼性を担保する措置を講じる。実験動物管理者、施設管理者及び選任獣医師は、管理者を補佐し、実験動物の適正飼養並びに品質管理について可能な限り配慮するものとする。

(1) 標準操作手順書の作成・周知については、別途「標準操作手順書」に定める。

(2) 生産計画の立案にあたっては、実験動物福祉の観点から、できるだけ余剰動物が生じないように生産効率の向上を図り、適切な生産計画を策定するものとする。

(3) 飼養保管終了後の実験動物の処置

① 担当責任者は、実験動物の飼養保管が終了した場合には、計画書に定める方法に従って当該動物を適正に殺処分する。安楽死処分を行う場合には熟練者ができるだけ動物に苦痛を与えない方法により実施する。

② 安楽死に関する基準及び手順並びに死体等の処理については、別途「標準操作手順書」に定める。

第 7 生活環境の保全

飼養保管施設および周辺的生活環境保全を常に意識し、動物の汚物等の廃棄物は、適切に保管並びに処理を行い、微生物等による環境の汚染防止を図るとともに、悪臭や衛生害虫の発生、騒音等により、周辺環境に悪影響を及ぼさないように配慮するものとする。生活環境の保全の詳細については、別途「標準操作手順書」に定める。

第8 危害防止

飼養保管施設における業務においては、関連した法令等に基づき安全衛生の確保を図り、実験動物による人への危害の防止に努めなければならない。危害防止の詳細については、別途「標準操作手順書」に定める。

第9 実験動物の輸送

実験動物の輸送にあたっては、実験動物管理者は、動物の生理、生態、習性等に配慮し、人の生命、身体または財産に対する侵害の防止および周辺的生活環境の保全に努めるとともに、「実験動物の輸送に関する手引き」（平成6年3月公益社団法人日本実験動物協会）に準拠して、安全かつストレスの少ない輸送に努めるものとする。輸送の詳細については、別途「標準操作手順書」に定める。

第10 受託試験等

外部機関より試験等を受託する場合は、当該試験等が農林水産省、文部科学省あるいは厚生労働省の動物実験に関する基本指針に則り、外部機関において承認された試験等であることを担当責任者が確認するものとする。また、外部機関等と共同実験を行う場合は、福祉委員会で事前に当該実験の実験計画書の審査を行うものとする。

第11 規程の改廃

この規程の改廃は、福祉委員会の議を経て管理者の承認を得て行う。

附 則

1. この規程は、平成18年10月1日から施行する。
2. この改定は、平成19年11月1日から施行する。
3. この改定は、平成22年6月15日から施行する。
4. この改定は、平成22年8月1日から施行する。
5. この改定は、平成23年7月1日から施行する。
6. この改定は、平成26年2月1日から施行する。
7. この改定は、平成26年8月1日から施行する。
8. この改定は、平成26年9月1日から施行する。
9. この改定は、平成26年12月15日から施行する。
10. この改定は、平成27年3月20日から施行する。
11. この改定は、平成27年9月1日から施行する。
12. この改定は、平成29年12月1日から施行する。